

新 旧 対 照 表

測量業務共通仕様書

No	条文		新規	削除	改定
	旧・条文構成（令和7年10月）	新・条文構成（令和8年10月）			
1	第1章 総則	第1章 総則			
	第106条 業務の実施 測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。	第106条 業務の実施 測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途 国土 地理院より定めるマニュアルによるものとする。			○
2	第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更			
	2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。	2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に その 理由を監督職員に 連絡 しなければならない。 ただし、現道上の作業については書面により 提出しなければならない。			○